

日放技発第403号
平成26年7月24日

文部科学省

高等教育局長 吉田 大輔 様

公益社団法人

日本診療放射線技師会

会長 中 澤 靖 夫



診療放射線技師法施行規則の見直しについて（要望）

謹啓 時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は本会の事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本会は国民に対する医療安全の確保、医療技術を適切に提供するための環境整備、がん対策基本法にも十分に対応すべく疾患の早期発見、早期治療に寄与する観点等を踏まえ、専門技術の向上と医療安全への推進を行っております。

さて、平成26年2月12日に地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案が第186回国会（常会）に提出され、6月18日に参議院本会議にて可決成立しました。この医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律には、診療放射線技師法の一部改正も含まれており、診療放射線技師の業務に放射線の照射等に関連する行為が追加されております。これに伴い、医療従事者の業務範囲拡大に関する研究において診療放射線技師の業務範囲拡大に関する議論も行われており、新たに診療放射線技師学校養成所指定規則別表第一（第二条関係）の専門科目に追加されることも検討されております。この新たな専門科目は診療放射線技師法施行規則第十条の試験科目に反映されるものと思われませんが、現在の試験科目は専門科目と一致しておらず、また現在の診療放射線技師業務を鑑みて統合可能な科目も存在しております。

つきましては、診療放射線技師の業務範囲の拡大に伴う質の向上、教育水準の向上のためにも、診療放射線技師法施行規則の見直しを要望しますので、ご検討いただきたく、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 診療放射線技師法施行規則の見直し

以上